

## 第53回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日時 平成27年4月10日（金）9:57～12:06

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部会長） 廣松毅

（委員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一

（専門委員） 野辺地勉、森まり子

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷  
川統括統計官ほか

（事務局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

4 議題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 皆さん、おはようございます。定刻二、三分前ですが、皆様おそろいのもので、ただ今から第53回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

まず、事務局である総務省政策統括官室において、4月1日付で人事異動があったことですので、御挨拶をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 経済統計担当審査官を拝命いたしました澤村です。引き続きよろしくをお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付 国際統計企画官 4月1日付で事務局に座っておりました佐藤企画官の後任として着任いたしました、内山と申します。よろしくをお願いいたします。前回の部会では、今までは産業関連表担当ということでこちらの方に座らせていただいていたのですが、4月以降も兼務ということで引き続き産業関連表を担当しておりますので、恐縮ながら、この部会では引き続きこの立場から参加をさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○廣松部会長 どうぞよろしくお申し上げます。

前回の部会では、審査メモの「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」のうち「(1) 報告を求める事項」のうちの「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」及び「イ その他の調査票の構成の見直し」について審議を行いました。

いずれの論点とも、前回に引き続き本日の部会で審議を行うこととしております。

なお、本日の部会は12時までを予定しておりますが、多少時間をオーバーする場合もあ

るかと思えます。御予定のおありの方は退席していただいて結構です。

それでは、本日の配付資料などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、御説明いたします。

初めに、本日の配布資料といたしまして、議事次第にありますとおり、資料1として前回部会等における指摘事項に対する調査実施者からの回答をお付けしております。

資料2ですが、こちらは前回の部会でも配付いたしました審査メモに対する調査実施者からの回答(その1)を引き続きお配りしております。

なお、資料2ですが、説明の趣旨は変更していませんが、書き方などについて一部変更しております。大きなところでは、14ページのところの回答で箇条書きであったところを表形式に改めるなど、見やすく直しています。事務的に若干直させていただいたところがありますので、改めて配付をさせていただいたものです。

また、参考資料1としまして、前回部会で資料3として提出いたしました審査メモを、参考資料2として前回の商業統計調査における答申内容を、参考資料3として前回部会の議事概要をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

そのほかの資料につきましては、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

過不足はありませんでしょうか。

それでは、初めに、前回の部会において、今回の部会で改めて審議を行うことといたしました「1 経済センサス - 活動調査(基幹統計調査)の変更」のうち「(1) 報告を求める事項」のうち「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」について、前回部会及び部会以降に委員、専門委員等から御指摘いただいた点を中心に調査実施者から説明をお願いいたします。

それぞれ分けて説明した方がよい場合には、その旨コメントの上、説明をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 それでは、お手元の資料1を御覧いただけますでしょうか。

前回の部会、あるいはその後いただきました視点を幾つかのカテゴリーに分けて、資料としてまとめさせていただいております。それぞれのカテゴリーごとにホチキスどめをされておりますので、順次御説明します。

「I 調査事項」については、大きく4点ほど枠囲みの中に書いていますが、一つ目の○は調査項目設定の考え方はどのようになっているかということです。これは回答の「1 調査事項を設定する際の基本的な考え方」ということでして、まず、「経済センサスの枠組みについて」というものがあると思います。こちらに、廃止される既存統計調査において調査されている調査事項で、引き続き把握する必要があるものについては、継続的に調査

を行うと記述しています。一方で、活動調査は経済活動の実態を経理的側面から捉えるということから「事業所及び法人企業の経理項目の把握に重点を置き、…調査する」と、記述されているところです。

もう一方で、平成28年調査を実施するに当たり有識者で構成する研究会を開催しており、平成28年活動調査での調査事項選定の基本的な考え方を御議論いただいております。そこで平成28年調査の調査事項の選定基準というものを整理させていただいております。

調査事項の選定基準といたしまして、全数調査としての必要性、行政記録の活用の可否、国際比較可能性、報告者負担、結果精度等、諸々の観点を踏まえて調査事項を選定すると整理させていただいております。

この「経済センサスの枠組みについて」及び「平成28年経済センサス - 活動調査の調査事項の選定基準」に基づきまして、三つ目のポツの2行目辺りを御覧いただきますと、これらの考え方にに基づきまして、平成28年調査においては、引き続き包括的な産業構造の把握という観点から、産業共通の調査事項については引き続き調査を行いたいと思っております。

「一方」と書いていますが、各産業独自に把握する調査事項につきましては、個人経営については把握しないという整理をさせていただいているところです。

資料1の「I 調査事項」の三つ目の○ですが、前回の部会で「24年調査における報告者からの意見はどのようになっているか」というご指摘がありましたので、裏面に記載させていただいております。

国税庁のホームページなどを拝見させていただきますと、個人経営の約4割が白色申告の方ということになっております。これら白色申告者の方に対して、平成26年1月から帳簿への記載あるいは保存が義務づけられたものの、簡易な方法による記帳が認められていることから個人経営者の場合は帳簿から調査票に転記すること自体も実は難しいと考えています。このようなことから、税理士に調査票の記入依頼をする、ということも聞いており、相当な記入負担を要しているのではないかと考えております。

次のポツのところを御覧いただきますと、前回調査の後に調査員を招き報告会を開催したところ、実査でも同様の事例を報告いただいているところです。下線のところですが、「特に個人経営において、調査事項が複雑でほとんど回答できない」というような御意見もいただいております。

「I 調査事項」という資料の裏面の「4 個人経営で把握しない調査事項について」ですが、分布状況について御提示いただきたいという御指摘もありました。

後ほどこちらで御説明いたしますが、この文章を御覧いただきますと、下線が引いてありますが、分布状況を確認したところ、結果に与える影響は限定的ではないかと考えております。

下から2行目あたりですが、個人経営に係る調査事項の採否につきましては「回答値の分布状況のみならず、政策ニーズ、報告者負担などを総合的に勘案する必要がある」とい

う整理を御提示させていただいています。

それでは次に、分布状況を御覧いただきたいと思います。資料1の別紙1を御覧ください。

グラフの見方を御説明させていただきますが、横軸の方は例えばレンタルの年間売上高の階級になっています。縦軸の方は売上高を合算した形になっています。ドットの部分が個人経営以外ということです。一番左側の下の方に黒く塗っている部分が個人経営になっています。

御覧いただきますと、レンタル年間売上高をみますと、個人経営の全体に占める部分は極めて小さいということです。

これから御説明しますものは、おおむねそのような状況になっています。下の方にはリース年間契約高を掲載しています。

2ページは、上に宿泊業の客室数、下に宿泊業の収容人数を掲載しています。これは左側の階級のところで割合が少し高くなっていますが、そもそも客室数あるいは収容人数については、経済の実態を把握するというより、母集団情報としての活用という目的で採用した調査事項でした。確認したところ、今回は代替手段があるので支障ないということですので、個人経営については、この調査事項を廃止させていただきたい。

3ページの上が冠婚葬祭業の①結婚式・披露宴の年間取扱件数、下は②葬儀の年間取扱件数です。

4ページの上は映画館の③年間入場者数、下は④年間公開本数で、いずれも個人経営の場合は小さくなっていることが分かります。

5ページの上は興行場、興行団の⑤年間入場者数、下はスポーツ施設提供業の⑥年間施設利用者数です。

6ページは、上が⑦学習塾の受講生、下が⑧技能教授業の受講生数（会員数）で、こちらについては左側の階級が少し高いわけですが、これらについては特定サービス産業実態調査の調査事項であり経済センサスがある年については、特定サービス産業実態調査は中止しますので、経済センサス - 活動調査の中で調査しています。

ただし、特定サービス産業実態調査は標本調査ですので、全数調査で捉える調査事項か否かということを検討し、個人については廃止させていただきたい。

右の7ページは鉱業についての分布状況です。上は給与総額等、下は鉱業活動に係る費用等です。

ページをめくっていただきますと、上の鉱業の生産数量については、ほとんど個人経営の部分が見られない状態です。

このページの下以降は製造業についてであり、人材派遣費などは小さく個人経営の部分が見られます。

9ページを御覧いただきますと、上は原材料、燃料、電力の使用額等ですが、ほとんど個人経営の部分が見えません。下のリース契約額は、そもそも従業者29人以下は調査の対

象にしておりませんので、こちらは該当ありません。

ページをめくっていただきますと、上は有形固定資産年末現在、下は製造品在庫額ですが、こちらの方も同様です。

11ページを御覧いただきますと、加工賃収入額については若干大きいのではないかと思います。下の方には修理料等の収入の分布状況があります。

さらにまためくっていただきますと、上の方には内国消費税、下の方には輸出額の割合を掲載しており、いずれも低いものではないかと考えます。

13ページでは、上が事業所敷地面積（工業用地）、下は淡水水源別合計（立法メートル／日）で、ほとんど個人経営の部分は見えません。

14ページからは卸売業、小売業についてであり、上の仲介手数料は小さくなっています。下修理料収入も小さいのではないかなと考えています。

15ページの上の商品手持額、下の小売業の商品販売形態別年間商品販売額ですが、こちらも小さくなっています。

16ページでは、チェーン組織への加盟割合で、こちらも小さいと認識しています。

調査事項については、以上です。

○廣松部会長 ただいま、資料1の1ページ以降「I 調査事項」に関して、前回の部会及びその後、委員及び専門委員の方々からいただいた御意見に対して調査実施者からの回答がありました。

4つの○に関しまして、それぞれ御発言いただいた委員からさらに追加的な質問、あるいは御意見をいただければと思います。

まず、北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 どうもありがとうございました。

大分わかったのですが、そもそもこの審査をする前段階で、こういう項目を落とすということを議論された時に、ある程度このヒストグラムとか回答率とか、今、見せていただいたような情報をお持ちの上で判断されていると思われるので、それを最初の時点ですべていただいたらよかったのかなと思います。

同時に、今日も見せていただいたのですが、幾つかの観点があって、市町村における目視審査終了時でかなり未記入のものが減っていると解釈すると、もちろんそれなりに回答者の負担が大きいから、未回答のものが多いいというのはわかるのですが、市町村のところでかなり努力して埋めていただいていると読めないこともなくて、問題は、本当に質問の項目が複雑なり、たくさんあり過ぎてとても答えられていないということなのか、それとも調査員が確保できなくてなかなかそういうことに手が回らないということなのかというのは、正直言って、まだ少しわからないというところはあります。

もちろん回答の中に調査員回収時、あるいは市町村における目視審査終了時点である程度の未記入があるという項目については、確かに負担が大きいのかなという意識はありますが、割合が下がっていくようなものについては、本当にそれで負担が大きいと判断して

いいのか、それとも調査員の数の確保ができていないという問題の方が大きいのか、あるいは市町村で再調査するというか、目視審査することの負担が大きいと考えればいいのかというところは、もう少しはっきりと議論していただいた方がいいのかなということがあります。

それから、ヒストグラムを書いていた調査項目の分布みたいなことですが、明らかにシェアが低いものというのがあります、かなりのシェアを占めているような項目もあるわけですね。宿泊業とか、あるいは塾とかは、小規模のところでもかなりのシェアがあるので、そこが削られることによって政策上の情報とか、あるいはニーズとかを考えても、削ってもいいのだという議論ができるのかどうかということをもう一回確認していただきたいと思います。

それで、これは削ってもいいのだと、あるいはほかに情報がとれるのだということであればもちろんいいのですが、私が思ったのは、多分、何らかの基準があってシェアが何%以下のものについて削るとか、そういう基準を作ってやられているのかと思ったのですが、どうもこのヒストグラムを見ると、必ずしも数字的な基準があって削っているというわけでもなさそうなので、そこについてもう少し御説明いただければと思います。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 1点目ですが、御指摘いただきました調査事項が複雑であること、調査員が確保できないことによって丁寧に調査・審査ができないこと、これは恐らく両面あるのかなと思っております。

1回目の部会の際にも東京都から御発言いただきましたが、調査員の充足率が半分だという御報告もいただいております。従いまして、そういう環境下での調査であることを留意する必要があると考えています。東京都からまた補足の御説明をいただければと思います。

分布状況についてですが、客室数につきましては確かに割合が若干高いということですが、客室数の調査事項の必要性という観点でいえば、観光統計などで母集団情報としての御利用ということでしたが、これにつきましては代替手段で対応可能ということでした。

資料1の「○平成28年経済センサスー活動調査の調査事項の選定基準」には、行政記録の活用の可否という観点がありますので、もはや全数調査としての必要性としてはいささか低くなったと考えています。

学習塾などにつきましては、確かに割合は高く、これは特定サービス産業実態調査の調査事項であり、経済センサス実施年は、調査は実施中止ということから、経済センサスで取り入れるものでございます。

特定サービス産業実態調査は標本調査であり、この観点から申しますと、「I 調査事項」の活動調査の選定基準に照らし、やはり全数調査としての必要性はいささか弱いかなと思っております。全数調査ですので、小地域、町丁・字別の結果まで出すことが可能ですが、標本調査としてこれを存続することについては、いささか弱いということから、今回はこのような結論にさせていただいているところです。

○廣松部会長 いかがですか。

先ほど最初のところで調査員の問題に関して御質問がありましたが、先ほどは直接引用されませんでした。北村委員が御指摘になったようなことがかなり挙げられています。

ただ、そこは大変難しく、前日も御紹介しましたとおり、西村委員長の御発言として、難しくてもとらざるを得ないというものもある。それは直接この経済センサス - 活動調査の理念というか、考え方に係ることだろうと思いますが、それらを総括的に見た上で今回のような計画を立てていただいたと私は考えておりますが、いかがですか。

○北村委員 全体としては理解しましたが、調査員の確保がなかなか難しいというのは、もちろん地方自治体の御苦勞もわかりますし、実際に実態としてそういうことはあって、それと、回答者の負担を軽減すればもう少し仕事が楽になるというのは、表裏一体の話だと思っておりますが、調査員確保ができれば本当はもう少し詳しく調査もできるという話なのか、それとも、いずれにせよ、このタイプの調査では、個人経営者については質問を簡素化して、もう少しほかのところにエネルギーを注入したいという話なのかということをはっきりさせた方がいいように思います。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御質問ありがとうございました。

先ほど、両方ありますというあやふやな答えで申し訳ございませんでした。あえて申し上げますと、先生がおっしゃったものでは後者、要は調査員を増やしてもやはり難しいと我々は考えています。

調査員確保がなかなか難しかったという御説明を前日も差し上げましたが、集まらなかったところは、一人の調査員が二人分働くということで何とか調査をさせていただいたわけです。

その上でも、調査員さんは頑張っていたのですが、調査員段階ではなかなか記入いただけずに、市町村がかなり頑張って疑義照会の上、補記をした。やはりこれは調査事項が非常に複雑であって、なかなか報告者から回答いただけなかったと我々は考えています。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。その辺の判断は大変難しいところだと思いますが、少なくとも1回は経験をして、そこから得られる教訓というか、何かを踏まえた上での判断ということだと今の回答を解釈いたしました。

よろしいでしょうか。

あと、西郷委員の方からも御発言がありましたが、いかがでしょうか。

○西郷委員 前回の議論は、今回の活動調査は、個人経営に関しては前回の経験から産業共通項目を主に優先して、産業個別の項目に関しては優先順位を下げるという判断自体は一つの判断として合理的だと思います。

ただし、前回の議論では回答率等についての数値は多少出されたものの、その判断をサポートする材料というのが少し弱いのではないかとというのが前回の議論であったかと思えます。今回の説明は、前回の御判断、すなわち個人経営については産業共通の項目に集中

する、よく西村委員長がおっしゃる集中と選択という姿勢のサポートとして十分だろうと私は思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

では、あと幾つか前回の宿題がありますので、この件は、それを一通り終えた後で全体を通して皆様の御判断をいただきたいと思います。

前回、資料1の「Ⅱ 調査票の構成・様式」に関しまして御意見がありましたので、それに関する回答をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 「Ⅱ 調査票の構成・様式」について4点ほど御指摘をいただいております。それにつきまして順次御説明してまいります。

まず、一つ目の○ですが、個人経営調査票の見直しについては、調査票の種類を減らすということと調査事項を減らすという両面があり、それらについてメリット、デメリットについて表してほしいということでした。

このページの下に表がありますので、こちらを御覧ください。

左側の方に「個人経営調査票で産業特性事項を把握しないこと」「調査票の種類を減らすこと（全産業共通の調査票を作成すること）」とあります。

個人経営調査票の中で、産業特性事項を把握しないこととした場合のメリットといたしましては、報告者負担が軽減されることで回収率が向上し、カバレッジが高まると考えています。

また、二つ目ですが、これにより審査の負担が軽減することによって、精度も上がるだろうと考えています。

3点目はまとめということですが、これに伴いまして結果に与える影響の大きい法人企業の審査に注力することができ、全体としての精度確保が期待できるのではないかと考えています。

また、デメリットですが、個人経営の産業特性事項が時系列的に継続して把握できないということです。先ほど分布状況を御覧いただきましたが、私どもとしてはその影響は低いのではないかなと考えています。

調査票の種類を減らすことのメリットといたしまして、調査票の種類が多いよりは少ない方が事務の習熟が進むと考えております。従いまして、処理能力、あるいは正確性の確保・向上ということが期待されると考えています。

調査票の種類が多いと、それぞれに実は予備などを持たせる必要があり、コスト面で非効率となります。※で書いていますが、調査員調査のうち半分はまさに個人経営調査票の1種類で済むことから、コストの観点でも大変意義があるものではないかなと考えています。

デメリットを御覧いただきますと、全産業共通の調査票は基本的には全産業に御記入いただく調査事項ですが、ただし書きのとおり、8時間換算雇用者数や相手先別収入割合は



ある特定の産業の方だけが記入することになっています。つまり、調査票の中で、産業で記入誘導するということがいささか難しいと思っておりますが、これにつきましては、私も調査票にできる限り分かりやすい記入誘導を明示したいと考えています。

この観点で、補足の関係で次のページをめくっていただきますと、全産業共通の個人経営の調査票を記入するに当たっての意識などのアンケートを実施したところです。こちらの表がこの一部であり、調査票の第1面の調査事項で回答が難しかった、あるいは回答するに当たって負担感を感じた状況があるのかないかを表したものです。

総数に書いていますのは試験調査全体のものであり、特にないという回答が約半分です。この中で全産業共通の個人経営調査票についてみますと、ほぼ同じ状況であると認識しています。

従いまして、この結果からも、全産業共通にすることで難しいという状況はないと考えています。

具体的に調査票上の工夫を幾つかしております。1ページ目の二つ目の○のところですが、前回の部会の際に「調査票で報告者がどのように調査項目を選択して回答すればよいのかわかりにくいのではないか」という御指摘をいただいております。

そこで「3 調査票の報告者負担の軽減、調査票記入の誘導」という観点でまとめています。

「経営組織」あるいは「単独事業所・本所・支所の別等」という調査事項は報告者負担の軽減の観点から、平成26年基礎調査の状況をもとにプレプリントいたします。つまり、個人経営であれば○などをあらかじめ表示します。個人経営調査票なので「経営組織」はもちろん「個人経営」ということですので、○をあらかじめ印字しています。

個人経営の「単独事業所・本所・支所の別等」の調査事項について、単独事業所であることが自明であるので、こちらの方にあらかじめ○が付されています。従いまして、回答者はそれを確認するだけです。

万が一、個人経営が法人に変更をしていた場合には、それを修正していただくために「経営組織」という調査事項を設けています。あるいは「単独事業所・本所・支所の別等」も、単独であったものが支所を持つということもありますので、こうした調査事項を設けています。

それを具体的に御覧いただくのが、この下の「単独事業所・本所・支所の別等」という調査事項であり、1回目の部会の際に御覧いただきました調査票は、記入誘導の矢印を表示しておりませんでした。調査票を事業所に配る時の印字としては、このように誘導することになっております。ですから、次にどこに記入するかが明確になっています。

また、ネットワーク型産業、非ネットワーク型産業につきましては、一番下のところですが、「町丁・字・番地・号・ビル名等」のところを御覧いただきますと、表記が違うことが御覧いただけると思います。

ネットワーク型産業の場合には、事業所単位の売上高を記入することができないという

整理にしていますので、「ここで記入がおわり」になっています。「9欄」というのは売上高、あるいは費用総額を記入する欄です。非ネットワーク型産業の場合には、事業所単位で記入していただくために「9欄へお進みください」という記入誘導になっています。

「2 試験調査における検証結果」のところで、負担は特に感じない、あるいは回答が難しかったということはなかったと我々は分析しているところです。

3 ページ目を御覧いただきますと、前回の部会の際に文字が小さいという御指摘をいただいております。

1つ目のポツですが、実際に試験調査でも負担軽減につながったという御意見が多数あり、その一方で、字が小さい、あるいは記入欄が狭いといった御意見も多数いただいております。

このようなことから、二つ目のポツの2行目あたりですが「個人経営調査票の設計に当たっては、文字の視認性が向上するユニバーサルデザインフォントの使用」という記述をしていますが、これは見やすい書体を採用するということです。また、調査票のビジュアル面の改善として、具体的には線の太さを変える、色使いを変えるということで、見やすさという観点で工夫をしたいと考えています。

さらに必要に応じ文字を拡大した補助用の調査票を作成することも考えています。

5点目に、政治・経済・文化団体、宗教につきまして、「事業」あるいは「売上」という言葉が分かりづらいのではないかと御指摘をいただいております。これにつきましては、複数の団体に事前に確認したところ、問題ないとの意見を伺っています。この調査では、お布施などについては収入には含めないという整理をさせていただいております。

宗教団体の収入としては、例えば不動産収入などその事業収入として記入していただくということです。これらについて「売上」あるいは「事業」という言葉を用いることについて、関係団体の皆様方に違和感の有無について、実際に訪問して伺ったところ、特に問題ないという回答でした。

○廣松部会長 「Ⅱ 調査票の構成・様式」の部分に関しまして、前回部会あるいはその後、委員、専門委員の方々からいただいた御質問に対する回答です。

ただ今の回答に関しまして、御意見、御質問はございますか。

○野呂委員 調査票に限らず一般の事務の帳票などでも、汎用化した場合には、確かに帳票の種類が減ってわかりやすくなる一方で、汎用化したがために抽象的な質問になって利用者が回答しにくいということが、起こりうるかと思えます。

今回の調査票の種類の見直しは、メリット、デメリットを勘案した上での御判断かと思うのですが、報告者が何を書いていいかわからないというようなことなるべくないように、親切な誘導をいただきたいと思えます。

また、今後、特定の業種だけ新たな項目を調査したい場合などでは、汎用の調査票ですと、関係な業種にも同じように聞かなければいけなくなります。今後の改定をする場合には、関係ない業種にもわかりやすいように設計いただくとよろしいのではないかなと感じ

ました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 御回答の「3 調査票の報告者負担の軽減、調査票記入の誘導」に関しては、ネットワーク型と非ネットワーク型の区別ができて、プレプリントがされて、それについて間違いなくやっているということでは、その点は問題ないと思います。

もう一つ、私が申し上げましたのは、調査票の11番ですが、事業活動区分で(ア)～(ケ)までを分類して、その中の1つを選んでその区分の中で1～3番までを書くという理解だと思のですが、なぜそうなるのかという点です。

つまり(ア)～(ケ)までの区分を超えて、2番目なり3番目なりの事業がある可能性があるわけですよね。そうではなくて、この区分の中で3番までの順位をつけるという理由と、そのことがこの文章できちんと回答者にわかるのかどうかという点がまだ確信がないということです。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘ありがとうございます。回答がきちんと書いていなかったため、申し訳ございませんでした。

中村先生がおっしゃったのは、12番の「事業別売上(収入金額)の内訳」を書く時に、結局、どういうところで見るとかという質問でしたが、分類表を報告者の方に御覧いただきまして、その中でどれが自分のところの売り上げで上位を占めているかを御覧いただきます。(ア)～(ケ)の分類に応じまして分類表を作っています。報告者の方は、まず(ア)～(ケ)のどの区分を自分が見て書いたらいいのかを御判断いただきます。

最も金額の大きい事業をどこで判断するかということになりますと、産業分類の考え方で、まずは産業大分類レベルで考えて一番大きい事業はどこかを把握した上で、その中でさらに中分類、小分類を格付する時に、その中からどんどんブレークダウンしていき、その産業に属する事業活動のうちどれが一番多いか、2番目、3番目ということで御記入いただくものです。

このように、報告者には分類表を配布しますので、該当する分類表を御覧いただきます。

○廣松部会長 では、次回、その分類表を資料として御提出いただくことにしたいと思えます。それを見た上で、改めて中村委員の方に御判断いただければと思います。

ほかに森専門委員、野辺地専門委員の方から御発言がありました。いかがでしょうか。

○森専門委員 ユニバーサルデザインフォントを使っただけということ、かなり見やすくなるのではないかと確かに思います。あと、色使いとか、見やすさというところで最大限工夫していただければ、決して文字が大きくなるわけではないので、ただ、負担感を減らせるという努力をしていただければ、かなり改善するのかなと思いました。

最後に、必要に応じて文字を拡大した補助調査票を御用意いただけるというのであれば、なお高齢の個人事業主の方にとっては助かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○野辺地専門委員 実際に回答いただく、特に宗教関係の方がこれでいいというお話であれば、特段問題はないと思います。少しでも抵抗なく記入していただけるようにしていただけたらと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

今回、資料1の「Ⅱ 調査票の構成・様式」に関してメリット、デメリットを表の形で整理していただいて、それをもとに個人経営調査票では産業特性事項は把握しないこと、それと調査票の種類を減らすことという計画を立てていただいたということです。これも一つの考え方であると私は思います。

ただ、先ほどありました書きやすさというか、より明確にするという意味で、先ほど高田課長から説明がありましたとおり、【01】の個人経営調査票のところだと、11番のところの事業活動区分の分類表があるということですので、次回それを提出していただいて御判断いただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

では、続きまして「Ⅲ 調査方法・審査方法」の宿題に関する回答をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 それでは「Ⅲ 調査方法・審査方法」を御覧願います。

論点は3点ほどありました。

まず「1 調査員調査における調査の流れと審査の役割分担」を御説明いたします。

別紙2というフロー図に、「調査員調査における調査の流れ、審査の役割分担」を記載しています。

調査員が報告者に対して調査票を配布しまして、回答依頼をします。報告者の回答方法といたしましては、オンラインで回答する方法、あるいは調査員に提出する方法があります。

なお、オンラインでも紙の調査票でも提出いただけない場合には、「督促」を行います。

調査員段階での審査では、調査員は自分自身の受け持ちの区域である「調査区」ごとに記入内容を目視で検査し、疑義や記入漏れなどがありましたら、照会して補記をすることです。ただし、調査員に調査票を見られたくないという場合には封入での提出も認めており、調査員は開封せず、検査の対象外となっています。

指導員は、少し進めた形の検査を行うわけですが、ここでも指導員が担当するエリアでのものであり、調査員が検査をしなかった封入提出の調査票も、ここで検査をするということですが。

さらに、市町村ではこれらを受けて補完的な審査を行いますが、さらに調査員が回収できなかった未提出事業所の督促も併せて行います。また、この調査票について、初めて調査票の目視審査をするわけですが、これも市町村で行うということです。

オンライン調査と紙媒体の調査票を一元的に国で受領いたしまして、ここでデータ入力、

さらに調査事項間のデータチェックなどを行います。

この後に都道府県でコンピューターによる関連エラーチェックの審査を行いまして、さらにこの精度を高めています。このときの実際のエラー率というのは、まだ半分ぐらいのエラーが残っているということで、都道府県と市町村がエラーについて疑義照会をしてさらに正確なものにしています。

これが調査の流れであり、また1ページの「Ⅲ 調査方法・審査方法」の1枚目を御覧いただきますとおり、流れとしてはこのようなことです。

御覧いただきましたとおり、扱う量が最も少なく、しかも現場に近い調査員における調査票の回収・検査というのは、この後の事務に大変大きく影響してまいりますので、調査員は調査票を確実に回収して、記入内容を確実に確認するということが肝要だと考えていることから、調査員事務にメリハリをつけるということはなかなか難しいのではないかと考えています。

次に、枠囲みの中の二つ目の○といたしまして、調査負担がどれだけ改善されるか、あるいは回収率につながるかということですが、この視点で「2 調査負担の改善」を記述させていただいております。

個人経営で産業特性事項を把握しないこととした場合の調査負担の軽減については、試験調査で実施をしましたが、試験調査は全数規模でないこと、報告義務を課していないということから、証拠などで立証するということがなかなか難しいわけですが、試験調査では個人経営の調査票導入により、事業所の報告者負担の軽減、回収率の向上につながるということもありますし、また、調査員、指導員の検査の負担も減り、さらに精度向上につながるのではないかと考えています。

「調査員や指導員」による検査は、限られた一定期間での作業です。このようなことから、個人経営の効率的な調査の実施によりまして、結果や精度に与える影響が大きい法人企業に注力することが可能となりまして、全体的な精度向上が確保できるのではないかと考えています。

裏面ですが、調査負担軽減あるいは回収率向上という観点でダイレクトにお答えすることは難しいわけですが、今回、想定しておりますこととして、中ほどに「3 今回想定している調査方法・審査方法の改善方策」として記載させていただいております。

何度も申しましたとおり、平成28年調査では調査事項を簡素化した個人経営向けの調査票を作成したいと考えており、これにより全体的に精度確保・精度向上が図られると考えております。

もう一つの調査方法の改善という観点では、全事業所に対してオンライン調査を導入しようと考えております。

オンライン調査の場合、チェックをかけることができます。全ての項目についてチェックはできませんが、主要なものについてチェックいたしたいと考えており、これにより入力漏れを防止することができ、ひいては市町村における審査事務負担が軽減されると考え

ています。

また書きのところでは、国における審査では、前回の調査結果が分かっていますので、2回目の活動調査では前回値を使用することができます。これを用いて審査の精緻化、効率化を図ってまいりたいと考えています。

表面の○の三つ目ですが、調査期日についての御指摘もありました。

裏面の下の方に「4 調査期日について」があります。平成28年の調査期日の設定に当たりましては、「経済センサスの枠組みについて」、何度か御説明しており、こちらでは6～7月の間の1日と、考え方を整理されておりますので、ここに立ち戻るといことです。

平成24年調査の調査期日は2月1日で、確定申告あるいは決算前の回答となり、なかなか回答が難しいという御意見もいただいているところです。そのようなことから考えますと、6月を調査期日、報告期間として5～7月とするのは、前回調査よりも回答が得やすい期間ではないかと我々は考えています。

三つ目のポツのまた書きのところを御覧願います。活動調査の調査票は、過去の記憶をさかのぼって記入するというのではなく、記録されたものを転記するという記入スタイルです。調査期日が6月1日、経理把握期間が前年の1～12月にした場合、両者の期間が離れることで報告者負担があるのではないかと御指摘について、ただいまご説明した内容からして、6月1日としても報告者負担の増加にはならないのではないかと考えています。

次回調査についての御指摘もいただいております。これにつきましては、今回の実施状況を踏まえて、今後検討するという整理をさせていただきます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、「Ⅲ 調査方法・審査方法」に関する回答に関しまして御質問、御意見をいただければと思います。

○北村委員 ありがとうございます。

前回質問したことについてお答えいただいたのですが、私も、調査員が期日内に自分の担当の会社の調査をして、その回収率をなるべく高める努力する。そこはメリハリもなく、期日どおりきちんとやってもらうということについては理解できているのですが、前回の説明資料4にも今回の御説明にもあったのですが、個人経営の調査票の催促、審査に係る労力を減らすことができ、その分の労力を結果に与える影響の大きい法人等の個人経営以外の調査に注力することが可能になるということが御説明の主な論点になっていた。そこでやはりエネルギーの分配みたいなものができるのだという議論をされていたと思います。

主に補記をしているとか、未記入のことを改善するという役割を市町村レベルでやっていっしょにすることが多いので、市町村の部分でのエネルギーの使い方が改善されるとおっしゃっているのか、それとも市町村もやはり調査員が回答を持ってこられると、どんな小

さな会社であっても未記入のものがあればそれについて確かめるということで、律儀にそれをやってしまうと、市町村レベルでもメリハリがきちんとつかなくてということになると、どのレベルで法人に注力できることによって精度の向上につながるというようなメカニズムになるのかというところがはっきりしていないといえますか、誰がこういうやり方でやれば、あるいは調査項目を減らすことによって負担が軽減されて、その結果、全体の調査がうまくいくというロジックがどこにあるのかというのがまだ見えないので、もう少し説明していただけますか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 1点目につきましては、補記の主力はやはり市町村です。また、現場に近い調査員の皆様方がその場で確認するということが一番丁寧にでき、これも軽視できないと考えています。

2点目の指摘ですが、結論から申しますと、データ入力をした時に初めて売上高の高いものが分かると考えています。目視で一枚一枚の調査票を処理している段階では、どれにウエイトづけるかということは恐らく分からないものと考えています。

逆に言えば、そうした審査のウエイトを付けてしまうと、それ以外のものがおざなりになってしまうということも実はあり、やはり初期段階では丁寧に処理をしていくということが肝要だろうと考えています。

結果的に申しますと、調査員の検査のステージでは、審査のウエイト付けはできないということが結論として言えるのではないかと考えています。このようなことから、調査票の調査事項を割愛するというのを考えているということです。

○北村委員 そうすることによって法人・企業の催促や調査票記入の確認に注力することが可能になるというのは、どういうメカニズムなのか。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 先生が先ほどおっしゃいましたように、前回の調査の経験を踏まえますと、市町村でかなり補記をしなければいけなかった。特に個人経営事業者については、調査員段階で空欄がかなり多かったので、市町村の労力はそこにとられていたわけです。

今回の見直しにより、個人経営につきましては調査票を片面設計にしたことで、今まで裏面の補記に非常に注力していたところがなくなりますので、市町村については、前回の調査で、補記にかけていたエネルギーを法人・企業に対する審査などに振り向けることができるという趣旨です。

○廣松部会長 ほかに調査方法、審査方法に関して、よろしいでしょうか。

○野辺地専門委員 別紙2のフロー図の中で、下の方で都道府県の関連エラーチェックでエラー率が51.3%と非常に高い率になっています。これは恐らく空欄での回答であるとか、そういったことも恐らくエラーになるので、今後かなり改善されてくると思うのですが、オンライン調査で自動的に帳簿間の関連性をチェックすることによって、それでもまた改善されると思いますが、エラー率の中で今回のいろいろな改善でもまだエラーが出そうな項目としてどんなものがあるのか。そういったものをより書きやすく、わかりやすくする

ことによってエラー率を下げるということが効率的な調査の実施に当たって役立つのではないかと思うので、そういった要素のものがエラーの中にあるのか、ないのか、そこら辺についても1回御説明をいただけるとありがたいと思います。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 恐らく目視段階では記入漏れというのは容易に検出できるわけですので、まず、この前段階での審査でこれを補記しているはずですが、それでもなお少し残ってしまうものもありますし、また、関連の例えば調査票第1面と第2面での整合性チェックのようなもの、金額が合うとか、こことここを足せば恐らく大体この数字におさまるといようなことの関連チェックというのは目視ではなかなか難しいので、機械でチェックするという事です。この観点からいいますと、個人経営の調査票でいえば、第2面の調査事項がなくなるわけですので、その部分のエラー数というのは格段に減ると考えています。

○廣松部会長 よろしいですか。

○野辺地専門委員 それ以外にエラーとしてどんなものがあるのかということで、よりエラーを減らしていく方策があるのかどうかという点なのです。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 今にわかには申し上げるのはなかなか難しいわけですが、そもそもエラーを少なくするというよりは、記入漏れを少なくする。先ほども御指摘いただきましたとおり、調査票上の誘導などを丁寧にしていく。漏れがないように調査票を設計していくということではないかと考えています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少し補足させていただくと、報告者の方には調査票以外に「調査票の記入のしかた」をお持ちいただいたり、また、調査員の方にはチェックの手順を示した「調査の手引」といようなものを配布させていただくこととなります。

その際に、今御指摘がありましたような誤りが多いような例については、「調査票の記入のしかた」により改善を図ったり、誤りが多いようなところがあれば調査員の方の審査のポイントに盛り込んだり、その部分については、申し訳ございませんが、調査票が固まってからさらなる分析をして、調査実施者の方で対応していただくように考えておりますので、今御指摘の点は今後の取組の中で反映させていただくということで考えていただきたいと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 調査日を2月1日から6月1日に変えることにつきまして、6月であれば雪が降らないとか、あるいは確定申告と時期が重ならないといったメリットの方は理解できたつもりなのですが、逆のデメリットもあるのではないかと思います。

例えば、1つは、参考資料1の後ろに、A3の【12】の企業調査票のサンプルがあるかと思いますが、番号で言うと右下の13番の商品手持額などですと、調査期日が6月1日にもかかわらず、12月末の数字を書かなくてはいけないなど、結構いろいろな期日の数字を混在して書くことになるのではないかと思います。



もう1つは、6月1日が調査期日だと1月1日～5月末までの間に新たに設立した企業なども調査対象になるのですが、売上高といったフロー項目は前年の1～12月の数字を書くことになるので、企業は存在するけれども売上高はゼロということも出てきて、何か少しおかしなことが起こるのではないかと思います。メリットはあるとして、一方でデメリットもあるかと思うのですが、そのプラスマイナスはいかがなのでしょう。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 御指摘ありがとうございます。

確かに御指摘の点はもっともであります。今回調査の調査時期を6月にしておりますのは、「経済センサスの枠組み」という整理の中で、御指摘の点も考慮の上で調査時期としては、6～7月の間の1日と記述されておりますので、我々としては示された考えに基づいて実施するということと考えているわけです。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘ありがとうございました。確かに先生のおっしゃるように、いろいろデメリットはあると思います。先生が初めにおっしゃったのは、商品手持額などが年末の数字を答えていただけるかどうかということですが、ある意味これは経理項目ですので、企業の方では経理をしっかり捉えていると思いますので、前年の数字を思い出して書くから困難ということ余りないのではないかと考えています。

先生に幾つか御指摘いただいた、新しくできた企業の取扱いなどの問題は確かにあります。ただ、我々、調査をする立場といたしましては、どこかで時点を切りなければいけない。切るとしたらやはり暦年の数字を捉えなければいけないという考えです。また、いつ調査をするかということにつきましては、先生からも御指摘いただきましたとおり、2月に実施した時にはいろいろな問題があった。やはり6月、7月というのが調査実施という観点からは最適だろうということで、このようにさせていただいたというものです。

その中で先生の御指摘になったデメリットは幾つかあると思いますが、やはり我々も調査実施の上でどこかで区切りをつけざるを得ない。そういうことになりますと、やはり暦年の数字を把握するということにはなると思いますし、あとは分析の段階でそれをどう捉えるかという観点かと思っておりますので、調査実施者といたしましては、6月に前年の数字を捉えるということがベストではないかなと考えているところです。

○廣松部会長 そうですね。野呂委員の御指摘の点は、確かに何時かに決めなければいけないことは事実なのですが、何時にするかということに関しては、必ずしもベストなもの、全員が納得できるようなものが決められるわけではないかもしれませんが、先ほどからたびたび出てきています「経済センサスの枠組みについて」という平成18年3月に出了た報告書の中では、いろいろ勘案した上で6～7月ぐらいではどうかという提案をしたわけです。

これはどちらかという私の個人的な感想ですが、前回、平成24年2月に行ったものは、いろいろな事情があって平成23年の6月か7月に行く予定であったものを平成24年2月に移したという経緯もありまして、その意味では「経済センサスの枠組みについて」という基本的な考え方に戻るとというのが今回の計画の中心ではないかと考えております。

これはどの機会で見たのか私の記憶が曖昧なのですが、企業の決算日を見ると、確かに1～12月までの間にかなりばらついていて、先ほど申しあげましたように、どこで切るかというのは大変悩ましいところがあるように思います。

その点、後から説明があろうかと思いますが、今回は別の事情があって7月には持っていけないということもあり、6月1日になったと思います。もし補足があればお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少し補足させていただきます。

実は後ほど審査のポイントにも挙げられている部分を少し先取りする話になりますが、当初、経済センサスの枠組みを考えた時には、結果の早期提供という観点と、経理対象期間終了後から公表までの期間への配慮ということで、年度のできるだけ早い時期が望ましいのだろうが、調査実施者の方からも説明がありましたように、6月の余り早い時期では、株主総会等が開催されておらずに決算が公表されていない。四半期でやっておられるところもありますが、そういった部分への配慮が必要だと。

今回もそうなのですが、やはりこの時期、統一地方選挙がある年もあれば、参議院選挙がある年もあるということで、そういったことへも配慮が必要だろう。

それから、いわゆる国勢調査等の審査の事務との兼ね合いといったような部分も必要になるというようなことを総合的に勘案して、当初は6～7月に実施することが望ましいというようなことになっておったのですが、その後、第1期基本計画を作る際に、内閣府で作成しております国民経済計算との関係を考慮して、初回の前回のセンサスについては、前倒しといいますか、時期をずらして、当初、平成23年7月1日を調査期日としていたものを平成24年2月1日に変更するというのを基本計画を検討する中で決めたという経緯があります。

そういう意味では、今回その時の事情が、国民経済計算との関係が整理でき、なおかつ諸般の情勢から見てこの時期に実施する方が適当だということで、当初の想定に戻したというのが実情になっています。

○廣松部会長 この点は、審査メモでいきますと論点を先取りしているようなところがありますので、改めて当該の論点を審議する時に御意見をいただければと思いますが、とりあえず現段階では調査方法・審査方法の一環として、調査期日は6月1日という計画をしているということです。

念のためですが、参考に平成24年の個人経営とそれ以外の調査結果の数値が出ております。

前回の説明でもこの数値が出てきたわけですが、それに関しては、資料1の参考資料2に「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）（抄）」の抜粋がありますが、その2枚目に「平成24年経済センサス - 活動調査」の産業大分類ごとの個人経営と個人経営以外の具体的な数値が出ております。この数値をもとにⅢの「24年調査時における審査上の問題点」が挙がっています。御参考までに御覧いただければと思います。

「Ⅲ 調査方法・審査方法」の宿題に関しまして、ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

時間の関係もありますので、先に進ませていただきます。

資料1の「Ⅳ その他」です。これに関して説明をお願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 前回の部会で御質問いただいております、個人経営において削除される製造業に関する調査結果について、全体に占める個人経営の事業所の割合はほとんどが1%未満であることが記載されているが、これは実際に金額が小さかったためか、それとも記入率が低かったために割合が小さくなったのかという御質問でした。

これに対する回答ですが、下の表にありますとおり、個人経営の全体に対する割合は非常に小さくなっております。

製造業の個人経営における削除予定の調査事項は①～⑫までありますが、そのうち②以外の調査事項は、例えば①の「人件費及び人材派遣会社への支払額」などの調査事項は必ずしも全事業所が回答するというものではないことから、「製造品出荷額等」を記入していただいた事業所が必ず回答していただける②の「原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額」の部分について記入率を確認したところ、98.3%でした。

このことから、全体に占める個人経営の割合が小さいというのは、記入率が低いだけでなく、実際に個人経営の金額が小さかったことによるものと考えております。

なお、この場合の記入率は、「製造品出荷額等」の欄に回答があつて、かつ「原材料使用額等」の欄に回答があつたかどうかのパーセントで示しておりますので、そのように御理解いただければと思います。

以上です。

○廣松部会長 中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 個人経営の割合が非常に小さかったので、びっくりしたものですから確認したかったわけですが、詳しいデータをいただきましてありがとうございます。

○廣松部会長 それでは、資料1全体を通じまして、すなわち「Ⅰ 調査事項」「Ⅱ 調査票の構成・様式」「Ⅲ 調査方法・審査方法」「Ⅳ その他」全体を通じまして追加的な御質問、御意見はありますでしょうか。

先ほどの調査実施者からの説明で、前回御指摘いただいた事項については状況がおおむね明らかになったと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただ、先ほどの質疑の中で「Ⅱ 調査票の構成・様式」のうち、中村委員から御指摘があつた調査事項、事業別売上あるいは収入金額のところに関しては、調査実施者の方で別途分類表を作成して配布しているということですので、次回、それを資料として提出していただいて、確認をいただくということにしたいと思います。

調査日に関しましては、先ほども触れましたとおり、後に論点として上がっております

ので、その時に改めて御審議をいただきたいと思います。

その他の調査票の構成に関しましても、特に政治・経済・文化団体、宗教の調査票に関しての御質問に対する回答もいただきました。よろしいでしょうか。

前回部会において、報告者負担の軽減等の観点から今回の変更を評価するという御意見がある一方で、変更しなければならない積極的な根拠に乏しいのではないかという御意見がありました。

今回、それらを踏まえて調査実施者の方から説明があり、さらに事務局の方からも補足説明がありましたが、私といたしましては調査項目の廃止に関しては慎重であるべきだと考えますが、一方で、利用者ニーズを勘案しつつ報告者負担の軽減を図るということも重要であると考えます。

本日の御議論を踏まえますと、経済センサスの理念・目的としての包括的な産業構造の把握ということ、その中には産業共通事項と特別事項が含まれると思いますが、そのどちらを重視するか。さらに、この調査のもう一つの大きな役割として、母集団の名簿を作成するという点もあります。

本調査の今申しあげましたような目的・理念を踏まえつつ、報告者の負担軽減を図ることにやはり一定程度配慮することが必要だと思います。

さらに、調査員の方々の御努力に関しても、前回でしたか、東京都および大阪府からも御指摘がありましたが、調査員をそもそも集めることが大変困難な状況になっているということも踏まえますと、私個人としては、最終的な結論として少なくとも今回の変更は適当ではないかと考えておりますが、皆様方の御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

先ほど西郷委員の方からもありましたが、委員長は選択と集中ということをかなり強調されております。今回いろいろな形で示していただきました数値等から、個人経営の部分に関して、確かに数の上からいけば過半数を占めるものですが、一方で、総売上高で見ると2%程度のものであるということも踏まえまして、個人調査票を一括し、その中で特に産業共通事項を重点的に調査するという方針を部会としてお認めいただければと思いますが、いかがでしょうか。

もちろんその中には、先ほども説明がありましてとおり、今回の調査からオンライン調査も導入するということです。ただ、最初の試みですので、どの程度オンライン調査を利用していただけるか、利用率はなかなかはかりかねますが、それも期待して、今回の調査の基本的な考え方の論点に関しましてはお認めいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 どうもありがとうございました。

今回の部会審議の中で一番大きな山場でしたが、調査実施者からも詳しい資料を出していただきましたので、それをもとに皆さんに御了解をいただいたということで、私から委

委員会の方に報告をさせていただきます。

以上をもちまして、審査メモの論点、「(1) 報告を求める事項」の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」「イ その他の調査票の構成の見直し」に関しては御了解をいただいたということにしたいと思えます。

それでは、まだ少し時間もありますので、審査メモに沿った審議に戻りたいと思えます。

本日の資料では参考1として、前回お配りした審査メモが改めて配付されております。それをおめぐりいただきまして、これは前回お断りしたことですが、3ページにあります「ウ 労働者区分の見直し」に関しましては、現在、政府全体として検討している最中と伺っておりますので、ある程度その方向が出た段階でそれを基礎にこの部会で議論をしたいと思えます。

したがいましてウを飛ばしまして「エ その他の主な調査事項の見直し」です。これに関しまして資料が出ておりますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 まず、事務局の方から審議のポイントについて説明させていただきます。

参考1の4ページを御覧ください。表形式で整理しておりますが「①商品手持額」と「②商品売上原価」につきましては、既往の統計委員会の答申であるとか、前回調査の結果にかかわる検討の結果等を踏まえまして変更となっております。

また、平成26年に実施されました商業統計調査との整合性にも配慮した内容となっております。

続きまして「③店舗形態」の部分ですが、ここの部分は審査事務の負担軽減にも配慮しつつ、より正確かつ安定的に格付を行って、その結果精度の向上を図るという観点から、店舗形態の選択肢に「コンビニエンスストア」を追加するものです。

「④建設業許可番号」につきましては、結果の利用状況等も踏まえまして、建設業許可番号に関する調査事項を削除するものです。

5ページに続きますが「⑤学校教育の種類」につきましては、日本標準産業分類の改定にあわせましてその対応を行うものです。

その下の「⑥単独事業所・本所・支所の別等」は、調査名簿作成以降、事業所の形態が変更された場合を考慮いたしまして、調査の円滑な実施のために追加するというものです。

「⑦この場所での事業所の開設時期」は、平成26年経済センサス基礎調査における調査事項にあわせて、事業所の開設時期に係る選択肢を縮減するというものです。

最後に、「⑧国内の『常用雇用者数』及び『支所等数』」ですが、前回調査の実施状況を踏まえまして調査事項を追加するというものです。

以上の審査結果につきましては、5ページの下にまとめてありますが、①⑤⑦につきましては関連する統計調査や統計基準の変更に伴う見直しであり、適当ではないかと考えております。

②及び④につきましては、結果の利活用状況を踏まえて見直すものですので、おおむね

適当であると考えておりますが、今後、削除しても利活用面に支障が生じないかという検討の余地があるのではないかと考えております。

③⑥及び⑧につきましては、前回調査の検証結果を踏まえ、結果精度の向上を図るための追加等です。おおむね適当であると考えておりますが、逆に調査事項の追加になる部分ですので、報告者の負担という観点から検討の必要があるものと考えております。

以上のことから、幾つかの論点を次の6ページの上に整理しています。3点あります。

1点目のaは①～⑧共通ですが、この調査事項の見直しについて、変更するに至った背景事情等は何かという点です。

2点目のbは、調査事項を削除する②及び④につきましては、利活用面で特段の支障が生じないかということです。

最後に、cは、選択肢、調査事項等の追加を伴います③⑤⑥⑧につきましては、今回の調査計画が全体として調査の重点化、集中ということを眼目としている中で、報告者の負担が増加するという部分ですが、その必要性等の観点から確認する必要があるのではないかとこのところではあります。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

「エ その他の主な調査事項の見直し」に関しまして、統計委員会の諮問の際に西村委員長から、特に①と②に関係する点ですが、今回の商品売上原価の削除に関して、アクティビティベースでの付加価値額を継続的に把握することの重要性について御発言がありました。

この点につきましては、平成26年商業統計調査の答申の内容とも関係しますので、事務局において、答申の内容と今回の委員長の御指摘の内容について、事前にその状況を整理した資料を作成していただいております。それにつきまして簡単に御説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、参考としてお付けしております資料のうち、参考2を御覧いただければと思います。

「諮問第50号の答申 経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の変更について」ということで、前回、経済センサス - 基礎調査と商業統計調査を一体的に実施をしておりましたので、同時に諮問し、その答申を頂いたものです。

関係箇所といたしましては、2ページ「(オ) 変更事項5（商業調査固有事項）」と書いていますところを御覧いただければと思います。

先ほど、審査メモの説明の中で、商業統計調査の変更を踏まえてという部分がまさにこの部分でして、商業統計調査におきまして、前回、事業所において記入が困難というような御意見があったことなどを踏まえ、商品手持額について事業所を対象とした年度末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点での把握に変更する計画というものが出されております。

これにつきましては、部会での議論の結果、在庫とその増減及び国民経済計算における

商業マージンのより正確な把握の可能性につながることから、適当であるという判断をいただいているところです。

御参考までに、9ページ以降に当時の部会におきます当該箇所に係る議論の部分をお付けしております。時間の関係で御説明は割愛させていただきますが、答申を得るに至る議論について、抜粋しております。

続いて、参考1として御付けしております「審査メモ」の一番後ろのページに「経済センサス - 活動調査における付加価値額及び商業マージン額の算出について」という資料を御付けしておりますので、こちらを御覧いただければと思います。先月ありました統計委員会における西村委員長からの御指摘を踏まえて、ポンチ絵にて整理をさせていただいたものです。

内容につきましては、後ほど調査実施者から詳細な御説明がありますので、ここでは詳細な説明は割愛させていただきますが、簡単に申し上げますと、付加価値額の算出につきましては、ここに挙げている4点の項目を用いて算出しております、この点につきましては前回調査からの変更はないと理解しているところです。

一方、商業マージン額の算出につきましては、今回、今まさに審査メモのところで御説明をいたしました商品手持額の部分について変更になるところです。

内容は以上ですが、委員長からの御指摘を事務局なりに整理いたしますと、まず1つ目といたしまして、アクティビティベースの付加価値額というのは、付加価値額自体は企業単位で把握しているということですので、何らかの推計を要するのではないかと想定するところですが、仮にそういったことをする場合に、今回の変更で何らかの影響があるのかどうか、前回と同じようなことができるのかどうかというのが1つの論点としてあり得るかと考えているところです。

もう一点は、国民経済計算や産業連関表における付加価値額、商業マージン額の推計において、今回の変更で何らかの影響があるのかどうかということが委員長からの御指摘ではないかと想定しております、これらのことを含めて本部会で御審議をいただければと考えているところです。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの追加説明も踏まえまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、御回答を申し上げます。

まず、資料2の14ページ目を御覧いただければと思います。

審査メモの論点は、a、b、cと3つありますが、それをまとめて14～16ページまで表の形で回答しておりますので、そちらの表の中を御覧ください。

「①商品手持額」と「②商品売上原価」につきましては、セットでの変更になっており

ますので、まとめて御説明いたします。

まず「①商品手持額」ですが、以前は年末の「商品手持額」ということで調査しておりました。それと、「商品売上原価」ということで調査していたものです。

今回、これを「年初商品手持額」と「年末商品手持額」、「年間商品仕入額」に変更するものです。

それにつきましては、参考資料4、ページ番号では9ページ目と10ページ目に調査票の形で示した資料がありますので、こちらの方を御覧ください。

9ページ目の方は付加価値額の計算についての説明をしております、10ページ目の方が商業マージン額の計算について書いております。

まず、商品手持額の御説明をいたしますので、10ページ目をみていただければと思います。先ほど申し上げましたとおり「年初商品手持額」「年末商品手持額」「年間商品仕入額」と記入項目を変えておりますが、こちらは従来の商業統計調査において事業所ごとに調査をする項目でした。経済センサスでも事業所ごと調査していたものですが、最近では、特に複数の商業事業所を有する企業の場合においては、商品手持額が事業所にあるとは限らず、企業全体で管理しているという場合もありますので、なかなか事業所での記入は難しいという指摘がありました。それを受けて、平成26年の商業統計調査において企業ごとの把握に変更するとともに、「年初商品手持額」「年末商品手持額」「年間商品仕入額」という形に変更したというものです。

今回、商業統計調査との整合性に配慮して「年初商品手持額」「年末商品手持額」に変更いたしますので、在庫額とその増減を捉えることができるようになることから、国民経済計算や産業連関表における在庫増減、商業マージンのより正確な把握の可能性につながると考えております。

「商品売上原価」につきましては、以前は卸売業・小売業を主業としていない企業につきましても把握しておりましたが、平成24年の調査結果をみてみますと、商品売上原価全体の91.6%が主業の卸売業・小売業が占めていること、産業連関表でマージン額の推計に使っているのは主業の商業マージン率のみということですので、今回、従業部分についての「商品売上原価」は削除するとしているものです。

なお、卸売業・小売業を主業としている企業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、商業統計調査と同様に、「年間商品仕入額」を記入していただきますので、10ページ目の調査票の方に記入しておりますとおり、商品売上原価は『「年初商品手持額」＋「年間商品仕入額」－「年末商品手持額」』で求めることができますので、従来どおり商品売上原価を求めることが可能です。また、卸売業・小売業の年間商品販売額がわかっておりますので、そこから商品売上原価を引くことで商業マージン額を算出することができます。

付加価値額なのですが、9ページに戻っていただきまして、左側の方に付加価値額を把握する項目が別途あります。調査票の中で7番の項目になっておりますが、こちらの方で「売上（収入）金額」「費用総額」、その中で「うち売上原価」「給与総額」「租税公課」といっ



たものを別途記入いただくようにしておりますので、この部分は変更ありません。

企業全体の付加価値額としましては、『「売上（収入）金額」－「費用総額」＋「給与総額」＋「租税公課」』という形で求めるようにしておりますので、付加価値額の算出に関して、従来から記入していただく項目と変更はありませんので、問題なく把握できるものと考えております。

商品手持額と商品売上原価につきましては、以上です。

資料2の15ページの方に戻っていただきまして「③店舗形態」の関係です。同じく先ほど調査票を見ていただきました参考資料3、ページ番号7ページ目の③というところに調査票の新旧がありますので、そちらを参考にいただければと思いますが、これまで店舗形態に関しましては、「各種食料品小売店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を選んでいただくようにしていただいていたのですが、ここに「コンビニエンスストア」を追加するというものです。

これはコンビニエンスストア等の産業格付を、従来は「売場面積」「セルフサービス方式の採用」「営業時間」「飲食料の取扱」をもとに行っておりましたが、格付事項の記入漏れ、誤記入などによりまして審査に時間を要するということがありました。これを受けまして、こちらの「店舗形態」の選択肢に新たに「コンビニエンスストア」を追加することで、格付精度の向上、審査の効率化を図りたいというものです。

続きまして、④の「建設業許可番号」です。こちらは調査事項から削除するということですが、建設関連統計の母集団情報としての活用が想定されておりましたが、その後、主たる利用者であります国土交通省と調整した結果、他の行政記録情報を母集団情報として活用するため、当該調査事項の必要がなくなったということで削除するものです。

次に、⑤の「学校教育の種類」です。これも先ほどの参考資料3をみていただければ、その⑤にありますとおり、一番下に「幼保連携型認定こども園」を追加するというものです。

これは子ども・子育て関連3法に基づく新制度が平成27年4月に本格施行されることを受けまして、「幼保連携型の認定こども園」が学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられるということに伴って、区分を追加するというものです。

次に、⑥の「単独事業所・本所・支所の別等」につきましては、同じく参考資料3の8ページ目を御覧いただければと思います。先ほどの調査票の構成のところでも少し御議論いただいておりますが、もともと単独事業所の調査票ですので、こちらの方は「単独事業所・本所・支所の別等」という調査事項はもともとありませんでした。

ただ、単独事業所と考えられた事業所が、実際に調査する時点では単独でなくなっていた場合に、本所、支所の関係がわからなくなるということがありますので、そういうことがないように追加するというものです。

平成24年の調査の際には、本所事業所との関係で名寄せがされていない支所事業所については、仮に産業分類が判明していても名寄せの情報を記入する箇所がなかったため、名

寄せの情報が記入できる産業共通調査票を配らざるを得なかったという問題がありました。そうしますと産業別の調査事項が把握できなかったということがあります。それを解消するために、今回、個人経営調査票と産業別の単独事業所調査票の方に「単独事業所・本所・支所の別等」を追加するというものです。

なお、回答肢にプレプリントを行う予定にしておりますので、当該内容に変更がある報告者を除いて、報告者負担が増えるということはないと考えております。

その次、⑦の「この場所での事業所の開設時期」です。こちら参考資料3の8ページ目を見ていただければと思いますが、こちらは平成26年の基礎調査を行った際に記入の仕方を変えておりますので、それにあわせて変更するというものですが、平成28年の調査事項と平成24年の調査事項を御覧いただければおわかりになりますとおり、実際には調査内容は変わっておりません。

というのは、開設時期の区分自体は、4の「平成17年以降」というのは実際に開設した時期を書いていただくようにしておりますので、前は選択肢になっていたものを書いてくださいと変更しているだけで、実質的な変更というわけではありません。記入の仕方が変わっているというものです。

次に、⑧の「国内の『常用雇用者数』及び『支所等数』」です。こちらは、平成24年調査においては、企業の国内の「常用雇用者数」及び「支所数」については、企業内の事業所の情報を個別に足し上げて集計しておりました。そうすると、審査の過程で全ての事業所から調査票が提出されていない場合には、実際に足し上げた数字が企業全体の数字よりも小さいというようなことが生じておりました。このような事象を早期に検出するために、今回、「国内の『常用雇用者数』及び『支所等数』」を追加するというものです。

速報集計を期限内に公表するためには、平成29年1月末までに速報に用いるデータの内容を固める必要がありますが、その時期には並行して直轄調査の督促も行っています。

そのため未回収の事業所の調査票が存在する企業もありますので、傘下事業所の常用雇用者数を足し上げて集計すると、過小になってしまうということが想定されます。それを解消するために、速報集計では企業調査票上の「国内の常用雇用者数」を用いて集計するようにしております。

なお、企業調査票における「国内の常用雇用者数」の把握については、平成26年の基礎調査においても実施しておりますので、平成28年の活動調査でも把握は可能であると考えております。

また、「常用雇用者数」は男女計で把握することを予定しているものです。

こういった変更を行いますが、調査事項を削除するものについては、他の調査事項や行政記録情報から同様な情報が得られるということもあり、結果の利活用には支障は生じないと考えております。

また、調査事項を追加するものについては、報告者の記入負担もそれほど大きくはないと考えているところです。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今調査実施者から説明をいただきましたが、もう時間が来ておりまして、ここで質疑応答を始めますと大幅な延長になってしまうおそれがあります。

従いまして、実質的な質疑応答に関しては次回に送ることにいたしまして、現時点で特に何か御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に①②の点に関しては、委員長の御指摘もあり、また商業統計調査との関連もあり、大変大きな点だろうと思いますので、この点に関してはやはり時間をかけて御検討いただければと思っております。

もちろんその他の変更に関しても大変重要な点ですので、余り拙速に結論を出すのはよくないだろうと思いますので、御質問、御意見をいただくのは次回に送らせていただきます。

本日の最後の段階といたしまして、今日、御審議いただきました結果を簡単にまとめますと、まず「1 経済センサスー活動調査（基幹統計調査）の変更」のうちの「(1) 報告を求める事項」ですが、その中の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」に関しましては、前回及び今回の審議を経て、この部会として適当と御判断をいただきました。

ただし、これは資料1の「II 調査票の構成・様式」のうち、事業別の売り上げ、ないし収入の内訳に関しては、現在、分類表が作成され、配布されているということですので、その分類表を次回に配付していただき、確認をするということにしたいと思っております。

「イ その他の調査票の構成の見直し」に関しましては、これも前回からの継続審議でしたが、本日、特に御意見はありませんでした。御了承いただいたということにしたいと思っております。

「エ その他の主な調査事項の見直し」に関しましては、調査実施者の方から、統計委員会で御発言がありました委員長の御意見も踏まえて説明をいただきました。それも含めた全体の「エ その他の主な調査事項の見直し」に関しては、次回に質疑応答、審議を行いたいと思っております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

今日、調査実施者の方から説明いただいた中で、新たにオンライン調査が導入されるということ、もう一つ、確かに今回は資料がたくさんあって大変ですが、カラーになっているものもありますように、実際に印刷されてでき上がった調査票はもう少し見やすいというか、単にパソコンで作っているものとは異なる形のものになるということですので、是非より見やすくなるような御努力をいただければと思っております。

本日の審議はここまでとさせていただきます。

なお、前回及び今回の部会審議の模様に関しましては、4月23日の統計委員会において私の方から報告をさせていただきます。

最後に、皆様方にお願ひですが、本日の議論、次回の審議予定の「エ その他の主な調査事項の見直し」に関しまして、お気づきの点、あるいはこういう質問があるという点がありましたら、時間が短くて恐縮ですが、来週の4月15日水曜日までに事務局まで電子メール等により御連絡をいただければ幸いです。

特に商品売上原価等に関しましては、産業連関表や国民経済計算への影響もあると思ひますので、御関係の方々からの御発言もいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願ひいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、来月5月8日金曜日の13時から、本日と同じ新宿若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室、こちらの会議室で開催することを予定しております。

先ほど部会長からお願ひのありました、お気づきの点や次回部会において必要な資料、特に次回部会の審議を効率的に進めることから、特に詳しく説明を求める事項がありましたら、準備の都合もあって、大変恐縮ではありますが、来週4月15日水曜日までにメール等、適宜の方法により事務局まで御連絡をお願ひいたします。

また、本日の部会の議事概要につきましては、事務局において早急に取りまとめの上、御出席の皆様にお確認いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようよろしくお願ひします。

また、委員、専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いておいていただければ、事務局において責任を持って保管の上、次回部会において席上にお配りさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○廣松部会長 では、本日の部会はこれで終了いたします。どうも長時間、御協力ありがとうございました。